



【免税品・TRSのご案内】

◆免税品を購入した場合

免税品を購入になられた場合は、オーストラリア滞在中は梱包された品物を開封しないようお願いいたします。ご帰国される日はフライトチェックインのお預けお荷物ではなく、お荷物としてお持ち頂き、出国時に空港係員により免税品に付属の領収書（ドケット）が回収されます。開封された場合やドケットを渡さなかった場合は、罰金の対象となる場合がございます。詳しくはご購入した店舗でお確かめください。

◆TRS（旅行者消費税等払い戻し制度） ※任意

オーストラリアでは10%のGST（Goods and Services

Tax）と呼ばれる消費税が、一部例外商品（生鮮食品など）を除きほぼ全ての商品に課されています。海外からの旅行者には主に機内に持ち込める商品に限り、（航空会社の規定で機内に持ち込めないものは特別に還付を認められる場合もあります。）払い戻しを受けられる制度があります。（任意） TRSの手続きはウェブ上、またはスマートフォンアプリから事前申請をご自身で行っていただくことも可能です。詳しくは、<https://www.border.gov.au/Trav/Ente/Tour/TRS-applications>よりご確認ください。ビール、タバコ等消費した物や、物品でないサービス、免税店で購入された免税品（購入した時点で梱包され、出国まで開封が禁じられている商品）ギフトカード、パウチャーには払戻しは適用されません。

ゴールドコースト空港： \$1,000未満の酒類を除く品物は提示不要。酒類は額にかかわらず提示が必要、提示後にスーツケースに収納。

その他空港： 該当する商品の提示が必要です。

★払戻し可能な条件

入時のタックス・インボイス（税金が含まれた領収書）があること。②タックス・インボイス（TaxInvoice/領収書）の購入合計がA\$300以上であること。（A\$1,000以上の金額の場合、購入者の住所、氏名記載が必要です。）

③出国前60日以内の買い物であること。④品物を必ず国外に持出すこと。⑤申告の際、税関、国境警備局員に該当商品を見せる事ができること。⑥出国まで消費しないこと。⑦飛行機の出発時刻30分前までの申告であること。

上記7点全てが満たされなければ、払い戻しは受けることができません。オーストラリアで銀行口座を持たない一般の旅行者の場合、払い戻し方法はクレジットカードへの入金または小切手を選択できます。払い戻しには2～3週間の時間がかかります。払い戻しの可否の判断は税関、国境警備局員により決定されることをご了承ください。

★出発ゲート内にあるTRSブースにて次の必要書類を提示

入した品物（全て手荷物で持参、※液体は事前にサービスセンターで見せてからお預けください）

●タックス・インボイス ●パスポート ●搭乗券（ボーディングパス）

★払戻し方法は以下の3つの方法のいずれかを選ぶことが可能

クレジットカードへ入金 ②小切手 ③オーストラリア国内の銀行口座へ入金

※払戻しの方法は出国都市により異なりますので、現地でご確認下さい。※払戻しが拒否された場合は、TRSブースの係官よりその理由が書かれたリジェクションスリップ（Rejection Slip）を必ずお受け取り下さい。

★日本に持込みが禁止されている主な物品

麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど ●けん銃などの銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品 ●ダイナマイトなどの爆発物や火薬、化学兵器の原材料 ●紙幣、貨幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品 ●わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど ●偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

★日本に持込みが制限されている主な物品（要申告）

●猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類 ●ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品（ワニ、ヘビ、リクガメ、象牙、 じゃ香、サボテンなど） ●事前に検査確認が必要な生きた動植物、肉製品（ソーセージ、ジャーキー類を含む）、野菜、果物、米など ※事前に動物、植物検査カウンターでの確認が必要です。

日本帰国時の免税範囲(20歳以上の大人1人あたり)		
品名	数量/金額	詳細
酒類	3本	1本は760ml程度のものとする。
タバコ	紙巻きタバコ	空港の免税店や外国で購入した日本製タバコについては外国製タバコとは別に左記の数量まで免除になります。
	葉巻きタバコ	
	その他	
香水	2オンス	1オンスは約28ml（オーデコロン、オードトワレは含まれません）
その他	20万円（海外市価の合計額）	①合計額が20万円を超える場合には、20万円以内におさまる品物が免税になり、その残りの品物に課税されます。税関は、旅行者の皆さんに有利になるように、免税となる品目を選択の上、課税します。 ②1個で20万円を超える品物、例えば、25万円のバッグは25万円の全額について課税されます。 ③1品目ごとの海外市価の合計額が1万円以下のものは、原則として免税となります。（例、1コ1,000円のチョコレート9コや1本5,000円のネクタイ2本は免税となります。）

日本へ入国される方は全員「携帯品・別送品申告書」を1通提出していただく事になっています。

携帯品・別送品申告書は機内や船内のほか、空港などの税関検査場にて用意してあります。別送品がある方は2通記入し提出して下さい。